

令和8年第2回玉名市農業委員会総会議事録

令和8年2月5日（木）午後3時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	5番	坂本 正敏
6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子	9番	上田 龍介
10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登	13番	高本 昌揮
14番	宮永 義一	15番	上土井 幸治	16番	古田 知明	17番	池田 秀昭
18番	後藤 雄一	19番	坂門 聡一				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

4番 梅田 政次郎

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推4	竹下 祐一	推5	小山 高廣
推6	縄田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二	推10	徳山 幸博
推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成	推13	美崎 毅	推14	島村 和久
推15	大家 保	推16	今上 隆	推17	坂口 春義	推18	中村 輝美
推19	丸山 和則						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推3 佐藤 浩光 推9 平野 雅久

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稲生 優一	参事	大原 美和
主事	山口 遥大	会計年度任用職員	瀧石 修	会計年度任用職員	堀 春美		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
- 第11号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について

報 告

- 第4号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第5号 農地の形状変更について
- 第6号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めます。本日は、農業委員総数19名のうち18名の御出席で、梅田委員から欠席の届出がっております。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち17名の御出席で、佐藤委員、平野委員から欠席の届出がっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和8年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様、こんにちは。本日は寒い中、御出席いただきました。総会のあと新年会をするということで、時間を少しずらしてということの総会になりました。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

2月になりまして、昨日が立春ということでしたけども、まだまだ寒い日が続いております。青森では大雪、北海道、日本海側は大雪ということで、テレビであってました。こちらの方は、記録的な少雨ということで、雨が降らないという天気が続いています。中々、厳しい気象状況だなあと思っています。

それから今、選挙の真ただ中です。こんな時期に解散するとは思っていませんでしたけども、今後高市政権ですかね、あと日本の今後の在り方が、その真価が問われる、そういう選挙だろうと思います。それに基づいて、農業政策というのも変わってくるのかなと思っておりますので、私たち農業委員もその変化に合わせて、これから対応していかなければならないかなと思っております。今日は新年会もありますので、また挨拶をいきたいのでこの辺にして、総会の議案の方に入らせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、議第6号から11号までの65件の議案の審議、第4号から第6号までの22件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号7番の東英治委員と8番の本田多美子委員にお願いいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報等の発言には十分御注

意をお願いいたします。また、発言の際は、委員番号、氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。併せまして、採決の際は、議決権のある農業委員のみでの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は6件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願いいたします。

議第6号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、立願寺の申請人で、立願寺の畑321㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

2番、築地の申請人で、築地の畑1,058㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

3番、片諏訪と横田の申請人で、伊倉南方の田1,239㎡を借入地取得のため売買するものです。

4番、寺田の申請人で、寺田の畑347㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

5番、岱明町の申請人で、岱明町の田3,130㎡外1筆、計6,233㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、熊本市西区と横島町の申請人で、両迫間の田984㎡外1筆、計1,834㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

以上6件、合計11,032㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、1月30日、2月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号の1番から順に委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は、地区の公民館東側に200mぐらい行ったところです。譲渡人は相手側の要望、譲受人は規模拡大、野菜を栽培するそうです。

現地調査した結果、問題なしと判断します。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、地区の神社から300mほど行ったところにあります。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張です。面積は、畑1,058㎡です。

現地調査した結果、何ら問題ありません。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推5番（小山高廣君） 推進委員5番、小山です。3番の案件につきまして御説明いたします。

申請地は、地元スーパーより南へ500m行ったところです。譲渡人は労力不足、譲受人は借入地取得ということで、もともとここを借りて、米・麦・大豆を作っているらしいので、何も問題ないと思われま

す。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。4番の案件について説明いたします。

場所は、国道208号線の交差点より北東に400m行ったところです。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張とのことです。農業機械も持っており、譲り受けたあとは、野菜を各種作られるそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。5番の案件について説明します。

申請地は、岱明町の住宅団地の前方300m付近です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張による売買です。面積は、2筆で6,233㎡です。申請人は、以前より譲渡人の水田を管理、耕作しておりましたが、今回譲渡人の要望により、売買の申請となった次第です。譲受人は、専業農家で後継者もお

り、現在水稻を42,419㎡、野菜を2,838㎡作付けしております。各種農機具等も所有しており、2月3日

現地調査の結果、何ら問題ないと思われれます。

御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推15番（大家 保君） 推進委員15番の大家です。6番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は義理の兄弟であり、譲渡人は高齢のため義兄に贈与という形になっております。譲受人は水田と畑を耕作していて、農業機械等も全てそろえてあります。

何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

3条の申請について、1番から6番まで委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問等がありましたらよろしくをお願いいたします。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。1番の案件についてお願いします。

これは、321㎡でこの金額というのは、すごく高いように思われますけど、これなんか、ここを買ったら譲受人の方は便利になるとか、田んぼが続きになるとか、そういったことがあるんですかね、その辺のことを教えてください。

○議長（下川 安君） はい、では事務局からお願いします。

○事務局次長（棚木章文君） はい、事務局、棚木です。

状況としましては、まず周辺に農地は少ないといった状況で、この農地につきましては、ほぼ住宅に囲まれております。譲受人の方は、自宅から500mぐらいと比較的近くて、付近にも農地を所有はされているといった状況です。

○5番（坂本正敏君） 例えば、宅地にするためには何年後とか、そういった決まりか何かあつとですか。これなんか、見え見えという感じですよ。

○事務局次長（棚木章文君） 一応、今回申請の理由としましては、野菜を作られるということで、申請はされております。

○5番（坂本正敏君） 分かりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。

○5番（坂本正敏君） はい。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ、採決に移りたいと思います。

議第6号農地法第3条の規定による許可申請6件です。原案どおり許可すること

に異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第6号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第7号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長(西山美和君) 議案3ページをお願いいたします。

議第7号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の畑105㎡で、備考欄の理由により、物置・通路から農地として利用するよう事業計画を変更するものです。

以上1件、合計105㎡を御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりましたので、1番につきまして、委員の説明をよろしく願いいたします。

○3番(村上孝夫君) 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は、築地地区です。面積は105㎡です。これは、令和5年12月5日に許可が出ていた案件であって、物置・通路として使う予定でしたが、費用高騰と農地の有効利用のため、農地を継続して利用するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認申請について、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ、採決の方に移ります。

議第7号事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり承認することに異議のない方は、挙手の方をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

採決の結果、異議なしと認め、議第7号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第8号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。

なお、受付番号2番につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に、事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案4ページをお願いいたします。

議第8号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が田崎の畑456㎡外1筆、計458.07㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が岱明町の畑107㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

以上2件、合計565.07㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、2月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。1番の案件について説明します。

申請地は、国道208号線の交差点より、東へ200mほど行ったところですが、昨年8月の豪雨のため自宅が浸水し、今後の天候次第では、居住を続けるのに大変不安を感じられています。今回の申請地は、先祖代々からの土地で、唯一建築できる土地であります。転用目的として、個人住宅81.15㎡、駐車場100㎡、給排水計画として、給水は井戸水を使用、雨水は道路側溝へ放流、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経て道路側溝へ放流します。被害防除計画としては、被害発生は見込まれませんが、万一発生した場合は、責任を持って対応するとのことでした。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番については、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願
いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。2番の案件について説明しま
す。

申請地は、旧国道208号線の大型家具店より、西へ200m行ったところ
です。本・CDのリサイクル販売店の少し手前を右側、地域にある寺の方へ200m進
んだ右側の宅地になります。平成8年に新築した時に、農地に建物が3.4㎡、バル
コニーが13㎡はみ出していました。また当時、駐車場として、隣接地の宅地に駐
車していましたが、最近、第三者に譲渡した時に、畑を建物とバルコニー、駐車場
2台分、107㎡を宅地に変更しました。万が一、被害が発生した場合は、申請者
の責任において対応するということでした。

以上、よろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請について、委員の説明がありましたけれども、皆さんの方から御意見、
御質問がありましたらよろしく願います。

はい、高本委員。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。

始末書案件というのを、現地調査の時に、ここは始末書案件のところだとい
うのを前もって言ってもらったと、どういった案件が始末書案件かというのを
伝えてもらおうと、見る時もちょっと違うのかなと思うので、そこら辺を事務局にお
願いたいです。

○議長（下川 安君） はい、では事務局の方から。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。

貴重な御意見ありがとうございました。検討させていただきます。

○13番（高本昌揮君） よろしく願います。

○議長（下川 安君） 検討するという事ですので、よろしく願います。

ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ、採決の方に移らせていただきます。

議第8号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可
することに異議のない方は、挙手の方をよろしく願います。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第8号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案5ページをお願いいたします。

議第9号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が松木の田548㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の田107㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が滑石の畑88㎡で、転用目的は貸駐車場の拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が伊倉北方の畑1,179㎡で、転用目的は、太陽光発電設備です。農地区分は、申請地区のJR九州の駅からおおむね500m以内の地域にある農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上4件、合計1,922㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、2月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。受付番号1番から順に、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は、地元建設会社の西側30mぐらいです。転用目的は個人住宅、転用面積は548㎡、実家と隣接地であり、将来的に親の面倒をみることができるので、この土地を選んだそうです。事業内容は、住宅が100.68㎡平屋建てです。車庫面積が44.71㎡、進入路及び回転スペースなど402.61㎡。給排水計画は、給水は南側道路埋設の市水道に接続、生活雑排水、汚水は南側道路埋設の市下水道に接続、排水する。雨水は、敷地内に浸透枳を設置し、宅内処理する。申請地は、道路より低いために、周囲をL型ブロックで囲み、盛土を70cmぐらい行う。西側、

北側は住宅、東側は畑、土砂の流出はないと思われるが、被害が発生した場合には、申請人が責任を持って対処するとのこと。

現地調査した結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、築地のコンビニエンスストアの100m～200mぐらい行ったところにあります。転用目的は、宅地拡張です。事業内容としては、ドッグランの広場107㎡です。給排水計画として、給水はなし、排水、雨水は、刈芝仕上げによる自然浸透により処理する。生活雑排水、汚水は、発生しない。被害防除計画として、注意をされながら設置していきます。万が一、被害を与えた場合は、申請人が責任を持って対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推2番（岡田正治君） 推進委員2番、岡田です。

場所は、公立小学校の南門から、150mばかり南下したところにあります。転用目的として駐車場の拡張、転用面積は545㎡のうち、1筆88㎡申請されております。給排水計画といたしまして、給水はもちろんありませんし、生活雑排水、汚水も発生しません。雨水は、敷地を砂利敷きいたしますので、自然浸透という形をとります。また、被害防除計画といたしまして、土砂の流出、堆積、崩壊はありません。万一、被害が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するそうです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。4番の案件について説明します。

申請地は、JR九州の駅から西へ500mほどのところにある、1,179㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備です。事業内容は、太陽光パネル441㎡、その他のスペースとして737㎡。土地の選定理由として、近隣に電線が多く通っており、発電した電気を送電することが容易であること。また、申請地は、他人の土地に囲まれており、農業を行うには出入りが不便な場所であるため、

申請に至ったということです。給排水なし、雨水は自然浸透です。切土、盛土は共にしない。被害防除計画は、整地中、土砂の流出がないように十分配慮し、隣接地にはフェンスを設け、万が一周辺の農地に被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対応するとのこと。

何ら問題はないと考えます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請について、委員の説明が終わりました。皆さんの方から御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

はい、縄田委員。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。4番の件で分からないんですけども、地上権と書いて、設定者と被設定者の普通の5条の貸借と売買と、設定と設定じゃないというのは、何が違うのかが分からないので、教えてもらえますか。普通の貸借と何が違うんでしょうか。

○議長（下川 安君） 事務局からいいですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。

賃借権は債権なんですけども、地上権は物件として整備されるという、権利の形が違うという、より強固な貸借の権利ということになります。この事案については、地上権で30年の契約ということになってございます。以上です。

○推6番（縄田伊知郎君） ありがとうございます。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございますか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決の方に移らせていただきます。

議第9号農地法第5条の規定による許可申請についての4件です。原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第9号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は31件です。

それでは、事務局より説明を願ひます。

○事務局長（西山美和君） 議案7ページをお願ひいたします。

議第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会

長、下川 安。

8ページの総括表、9ページの総括表のうちの期間借地、10ページから12ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が3件、22,673㎡、利用権設定が28件、68,156㎡、合計31件、90,829㎡の集積で、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。この件につきまして、皆さんの方から御意見、御質問がありましたらよろしくをお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定31件について、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第10号については、原案どおり意見決定いたしました。

次に、議第11号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定についてを議題といたします。件数は21件です。

それでは、事務局より説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案13ページをお願いいたします。

議第11号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

14ページから16ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回の配分は21件で、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方から御意見、御質問がありましたらよろしくをお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決の方に移らせていただきます。

議第11号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定21件につきまして、

原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第11号については、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長(下川 安君) 次に、報告に移ります。

報告第4号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第5号農地の形状変更届について、報告第6号許可不要転用届についての22件を事務局より併せて報告をいたします。

○事務局長(西山美和君) 17ページをお願いいたします。

報告第4号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、17ページから21ページまでの20件、合計63,657㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

報告第5号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、計577㎡の届出を受理しております。

23ページをお願いいたします。

報告第6号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和8年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、合計444㎡のうち80.24㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉会

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

これで、本日本日の議案審議と報告が終わりましたので、これを持ちまして、令和8年第2回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉会 午後3時38分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和8年2月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 東 英治

農 業 委 員 本田 多美子